

第4回「今後の下水道財政の在り方に関する研究会」議事概要

- 1 日 時 : 平成17年10月3日(月) 14:00~16:00
- 2 場 所 : 経済産業省別館10階 1038会議室
- 3 出席者 : 佐々木弘(座長)、江口稔一、江藤隆、遠藤誠作、太田正、
(敬称略) 佐久間登、沼尾波子、橋本繁(代理)、大谷泰夫、大西秀人

4 議事概要

(1) 事務局から資料説明を行った後、各資料毎に意見交換を実施。

(2) 意見交換概要

- 密度を使うと全体の流れが説明できるのでいいなと思うが、最も有効的に説明できる指標なのか。総合的に用いることができる指標にするとすれば、一人当たりの収入単価で見たほうが良いのではないか。
- 繰出基準の見直しをするときに、合流・分流で雨水・汚水比率を変えていくのか。従来通り丸めてやっていくのか。その上で高資本対策をどう組み合わせるのか、トータルパッケージで考えて行かないといけないと思う。
- 現在のベースとなっているのは5次財研で、その中で『雨水に係るものは公費で、汚水に係るものは私費で負担するものとして取り扱われる”が”』と“が”があり、現実として汚水について公費措置をするべきだというのが基本的な考え方ですが、それが飛んでいるので、汚水については私費だという風に取り扱われないのではないか。
- 雨7:汚3と言うのは中長期的にはその時のモデル計算が雨水分が7割になるという性格は理解。しかし、現実には雨水管が整備されなくて、雨水・汚水比率が逆転している。従って長い時間をかけて(最終的に)将来7:3になりますというのは通用しなくなっているだろう。
- 一月3000円相当を徴収し、超えた分を公費負担するというのは、ある意味財源保障という考え方からいけばなじむもの。ところが、昨今の地方の負担に対する考え方を見ていきますと、受益者負担や利用者負担という考えが非常に強調されている。下水道に関しても、まず、汚水については利用者が必要な費用負担するべきだという考え方が出てくるので、汚水に対する例えば公共性だとか、地域開発の必要性をよほど強調していくような理屈付けをしておかないと、「何故一律3000円で保障しなければならないんだ」という意見が出てくるのではないか。
- 最近の(自然災害等の)状況を見ていると、もう少し汚水に対する公共性

というものが強調されても良いと思っている。

- 高資本・高料金の考え方については、今までの議論の伝統で位置づけると、利用者の負担能力に着目した取扱いと言っても良い。そうすると、3000 円の根拠が本当に 3000 円が負担能力の限界なのかという議論がどうしても出てくるのではないかな。
- 仮に合流式・分流式の考え方だけを全面に出した場合、どこかの団体が「汚水しかしません。しかも分流式です」と言われたら、公費を入れる理由がなくなるのではないかと心配。
- 小さな町は雨水をしなくて終わるだろうし、いつまでも雨水や何やで話をするのは難しいのではないかな。最近は料金設定の段階でその算定根拠のところ、資本費を半分もらおうかという話になっているところもある。現場では現実的な話をしているのに仮想の数値の話をしては仕方がないのではないかな。半分国費が入っていても、単独事業等を考えると下水道事業では 1 / 3 が国費で残りは起債で措置しているわけで、そのへんから今後どのようにしていくのかということを考えていかないといけないと思う。
- 道路はガソリンに税金をかけて 100% 公費で行っているのに何故下水道管に公費を入れたらダメなのか。維持管理費は料金で回収しているのだから、資本費について公費を入れてもよいのではないかな。
- 90 年代に景気対策と言うこともあって積極的に下水道整備をやってきたという事実があるわけで、今さら汚水は全部私費だから料金でやりなさいというのは無理な話。だから、そのあたりが経営健全に向けた努力でどうかなる部分と、構造的に財源保障でやっていくべきだ、というところの線引きをいかにきちんとした理屈で固めていくのが大事なのではないかなと思っている。